平成22年６月１日

入善町規則第14号

入善町土木建築工事費の前金払取扱規則

入善町土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和42年入善町規則第７号）の全部を改正する。

　（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第７条の規定に基づく土木建築工事費前金払の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（前金払の対象工事）

第２条　前金払の対象工事は、１件の請負金額が200万円以上の土木建築工事又は土木建築工事に関する工事の設計、調査若しくは測量に係るものとする。

２　前項に規定する土木建築工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、同項の規定により既にした前金払に追加して前金払をすることができる。

(1)　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第３条第２項各号に掲げる要件に該当していること。

(2)　第８条の規定による部分払を受けていないこと。

３　町長は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、前金払を減額し、又は前金払をしないことができる。

　（前払金の額）

第３条　前払金の額は、別表のとおりとする。

　（前金払の請求手続）

第４条　前金払（第２条第２項に規定する前金払（以下「中間前金払」という。）を除く。）を受けようとする請負者は、前払金請求書（様式第１号）に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行した前払金の保証証書（以下「保証証書」という。）正副２通に工事着手届を添えて町長に提出しなければならない。

２　中間前金払を受けようとする請負者は、中間前払金請求書（様式第２号）に中間前金払に係る保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

（中間前払金を受けるための認定手続）

第５条　前条第２項の規定により、第２条第２項の規定による前払金（以下「中間前払金」という。）の請求をしようとする請負者は、あらかじめ、認定申請書（様式第３号）に別に定める書類を添えて町長に提出し、同項各号に掲げる要件に該当する旨の認定を受けなければならない。

２　町長は、前項の認定申請書の提出があったときは、速やかに、認定の可否を決定し、その結果を当該請負者に通知するものとする。

（工事内容の変更に伴う前払金の額の変更等）

第６条　町長は、設計変更等により著しく請負代価に増減を生じたときは、前払金の額を増減することができる。

２　請負者は、前項の規定により、前払金の額が減額された場合において、前払金の額が減額後の請負代価の10分の５（中間前払金を受けている場合にあっては、10分の７）に相当する額を超えるときは、その超過額を指定期日までに返還しなければならない。ただし、当該超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

３　町長は、前項の指定期日内に第８条の規定による部分払の請求があったときは、その支払額のうちから、その超過額を控除することができる。

４　町長は、請負者が第２項本文の規定により指定期日までに前払金を返還しないときは、指定期日の翌日から納付の日までの期間に応じて返還金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する遅延利息の率による利息を付することができる。

　（保証契約の変更）

第７条　工事内容の変更その他の理由により工期を延長若しくは短縮をし、又は前払金の額を増額若しくは減額をした場合においては、請負者は、直ちに保証会社との保証契約を変更し、変更後の保証証書を町長に提出しなければならない。

（前金払をした工事の部分払）

第８条　前金払をした工事の出来形部分に対する部分払は、出来形部分に対する代価の10分の９に相当する額から出来形部分に対する請負代金の額に支払済前払金額を請負代金の額で除して得た値を乗じて得た額を控除した額以内とする。

（前払金の使途範囲）

第９条　前払金の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料として必要な経費に限るものとする。

（義務違反による前払金の返還）

第10条　請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その前払金の全部又は一部を指定期日までに返還しなければならない。

(1)　第７条に規定する保証契約の変更をしなかったとき。

(2)　前払金を前条に規定する経費以外の目的に使用したとき。

(3)　着工時期を過ぎても、工事に着手しないため、前払金が適正に使用されないと認められるとき、又は請負者の責めにより明らかに工期が延長すると認められるとき。

(4)　前３号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

２　第６条第４項の規定は、請負者が前項の規定により返還すべき日に前払金の全部又は一部を返還しない場合において準用する。この場合において、「第２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（その他）

第11条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、平成22年７月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の日前に契約を締結した土木建築工事に係る前金払については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の日前に契約を締結した土木建築工事に係る前払金については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 前払金の額（中間前払金を除く。） | 中間前払金の額 |
| 土木建築工事 | 請負金額の10分の４以内 | 請負金額の10分の２以内 |
| 土木建築工事に関する工事の設計、調査及び測量 | 請負金額の10分の３以内 |  |

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

前払金請求書

入善町長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

請負者　　　　　　　　　　　　　㊞

氏名

（法人にあっては名称、代表者の職氏名）

　前金払を受けたいので、入善町土木建築工事費の前金払取扱規則第４条第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 前払金請求額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 工事名 | （工事番号　　　　　　） |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 工事着手年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 契約年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 契約方法 | 　　指名競争入札　・　随意契約 |
| 請負代金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

中間前払金請求書

入善町長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

請負者　　　　　　　　　　　　　㊞

氏名

（法人にあっては名称、代表者の職氏名）

中間前金払を受けたいので、入善町土木建築工事費の前金払取扱規則第４条第２項の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 中間前払金請求額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 工事名 | （工事番号　　　　　　） |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 請負代金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第３号（第５条関係）

認定申請書

　　年　　月　　日

入善町長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

請負者　　　　　　　　　　　　　㊞

氏名

（法人にあっては名称、代表者の職氏名）

　入善町土木建築工事費の前金払取扱規則第２条第２項各号に掲げる要件に該当する旨の認定を受けたいので、同規則第５条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | （工事番号　　　　　　） |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 請負代金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 摘要 | 　　　　　　　　　　　　　　　 |

添付書類　(1)　工事工程表

　　　　　　(2)　工事履行報告書